

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R4-1	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		(所在地)										
		株式会社あしだ 代表取締役 芦田竜一		株式会社あしだ 代表取締役 芦田竜一		京都府南丹市日吉町胡麻下道 2 6										
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)										
		福知山市長 大橋 一夫		福知山市長 大橋 一夫		京都府福知山市字内記 1 3 番地の 1										
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考			
番号	所在				林班	小班	地目							面積 ha	現況樹種	現況林齢
	市	大字	小字	地番												
1	福知山市	観音寺	倉谷	8029	088	い	山林	0.0820	ヒノキ	60~70	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-1
2	福知山市	観音寺	堂山	8076-1	088	い	保安林	1.6768	スギ ヒノキ その他	53~61 40~45 51~79						
3	福知山市	観音寺	堂山	8076-2	088	い	山林	0.0075	ヒノキ	40~45						
4	福知山市	観音寺	堂山	8077-1	087	に	保安林	11.4321	スギ ヒノキ その他	50~60 51~61 51~68						
5	福知山市	観音寺	堂山	8096	087	に	保安林	0.6927	ヒノキ	80~90						
6	福知山市	観音寺	湯谷	8216	087	い	保安林	0.1274	ヒノキ	51						
7	福知山市	観音寺	湯谷	8234	087	い	保安林	0.1528	スギ ヒノキ	40~61 45						
8	福知山市	観音寺	カクレ谷	8152	087	ろ	山林	0.2669	ヒノキ その他	95 65						集R2-1-2

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
	市	大字	小字	地番												
9	福知山市	観音寺	堂山	8089	087	に	保安林	0.1907	ヒノキ	60~70	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	
10	福知山市	観音寺	政子	8125	087	は	山林	0.2476	ヒノキ その他	65 68						
11	福知山市	観音寺	政子	8126	087	は	山林	0.0678	ヒノキ その他	60~70						
12	福知山市	観音寺	政子	8141	087	は	保安林	0.8574	ヒノキ	57						
13	福知山市	観音寺	政子	8150-1	087	は	保安林	0.8894	スギ ヒノキ その他	60~70						
14	福知山市	観音寺	カクレ谷	8150-2	087	は	保安林	0.0314	スギ その他	60~70						
15	福知山市	観音寺	カクレ谷	8160	087	ろ	保安林	0.3046	スギ ヒノキ	50~60 95						
16	福知山市	観音寺	カクレ谷	8171	087	ろ	保安林	0.1022	ヒノキ その他	62~90 62~90						
17	福知山市	観音寺	カクレ谷	8179	087	ろ	保安林	0.0574	ヒノキ その他	60~70						
18	福知山市	観音寺	湯谷	8205	087	い	保安林	0.6476	スギ ヒノキ その他	60~65 65~75 65						
19	福知山市	観音寺	堂山	8106	087	に	山林	0.0366	ヒノキ	50~60						
20	福知山市	観音寺	カクレ谷	8157	087	ろ	保安林	0.1458	スギ ヒノキ	50~60 50~60						
21	福知山市	観音寺	カクレ谷	8165	087	ろ	保安林	0.0948	ヒノキ	75						
22	福知山市	観音寺	カクレ谷	8170-2	087	ろ	保安林	0.3685	ヒノキ その他	60~70 60~70						
23	福知山市	観音寺	カクレ谷	8172	087	ろ	保安林	0.1069	ヒノキ その他	60~70 60~70						
24	福知山市	観音寺	カクレ谷	8194	087	ろ	山林	0.2327	ヒノキ	70						

集R2-1-3

集R2-1-4

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考	
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種							現況林齢
	市	大字	小字	地番												
25	福知山市	観音寺	カクレ谷	8162	087	は	保安林	0.3904	スギ ヒノキ	50~60	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	
26	福知山市	観音寺	カクレ谷	8192-3	087	は	山林	0.1174	ヒノキ	62						集R2-1-5
27	福知山市	観音寺	湯谷	8223	087	い	保安林	0.1160	ヒノキ	85						集R2-1-6
28	福知山市	観音寺	カクレ谷	8167	087	ろ	保安林	0.7624	ヒノキ その他	75 63						
29	福知山市	観音寺	湯谷	8215	087	い	保安林	0.0677	ヒノキ	80						集R2-1-7
30	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-1	087	ろ	保安林	0.0784	ヒノキ その他	50~70 70						
31	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-2	087	ろ	保安林	0.0410	ヒノキ	50~70						
32	福知山市	観音寺	湯谷	8221	087	い	保安林	0.1398	ヒノキ	45						集R2-1-8
33	福知山市	観音寺	カクレ谷	8178	087	ろ	保安林	0.5510	ヒノキ その他	85~95 70~80						集R2-1-9
34	福知山市	観音寺	湯谷	8211	087	い	保安林	0.0748	ヒノキ	55~65						集R2-1-10
35	福知山市	観音寺	堂山	8092	087	に	保安林	0.7544	ヒノキ ザツ	75~85 65~75						
36	福知山市	観音寺	カクレ谷	8181-5	087	ろ	山林	0.1642	ヒノキ ザツ	55~65 65~75						集R2-1-11
37	福知山市	観音寺	堂山	8100-1	087	に	山林	0.1400	ヒノキ ザツ	60~70 55~65						
38	福知山市	観音寺	堂山	8100-2	087	に	山林	0.0215	ヒノキ ザツ	60~70 55~65						
39	福知山市	観音寺	カクレ谷	8185	087	ろ	山林	0.1571	ヒノキ	55~65						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
	市	大字	小字	地番												
40	福知山市	観音寺	カクレ谷	8189	087	ろ	山林	0.1925	ヒノキ	60~70	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-12
41	福知山市	観音寺	湯谷	8230	087	い	保安林	0.0580	ヒノキ	63						
42	福知山市	観音寺	カクレ谷	8191	087	ろ	山林	0.0752	ヒノキ	75						
43	福知山市	観音寺	湯谷	8203	087	い	保安林	0.2953	ヒノキ その他	50~60						
44	福知山市	観音寺	湯谷	8231	087	い	保安林	0.0299	ヒノキ	57						
45	福知山市	観音寺	湯谷	8232	087	い	保安林	0.1063	ヒノキ	39~40						
46	福知山市	観音寺	湯谷	8233	087	い	保安林	0.1516	ヒノキ	39~40						
47	福知山市	観音寺	湯谷	8235	087	い	保安林	0.2856	スギ ヒノキ	39~40						
48	福知山市	観音寺	湯谷	8244	087	い	保安林	0.1560	ヒノキ	37						
49	福知山市	観音寺	湯谷	8262	087	い	保安林	0.4778	ヒノキ その他	50~60						
50	福知山市	観音寺	湯谷	8275	087	い	保安林	0.1753	ヒノキ	70						
51	福知山市	観音寺	湯谷	8276	087	い	保安林	0.0414	ヒノキ その他	65~75						
52	福知山市	観音寺	カクレ谷	8193	087	ろ	山林	0.1369	ヒノキ	65~75						集R2-1-14
53	福知山市	観音寺	倉谷	8027	088	い	山林	0.0708	ヒノキ	63						集R2-1-15
54	福知山市	観音寺	倉谷	8062	088	い	山林	0.1056	ヒノキ	60~70						
55	福知山市	観音寺	カクレ谷	8196	087	ろ	山林	0.2828	ヒノキ その他	85 70						

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づ いて行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	乙に支払われ べき金銭が ある場合にお ける当該金銭 (E) の額の 算定方法	備考	
	市	大字	小字	地番													
56	福知山市	観音寺	カクレ谷	8197	087	ろ	山林	0.4123	ヒノキ ザツ	85 62	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-16	
57	福知山市	観音寺	倉谷	8028	088	い	山林	0.3390	ヒノキ	65						集R2-1-17	
58	福知山市	観音寺	西山	8003-1	088	は	山林	0.0474	ヒノキ その他	60~90 60~90						集R2-1-18	
59	福知山市	観音寺	西山	8020	088	ろ	山林	0.2099	ヒノキ その他	35~45 35~45							
60	福知山市	観音寺	西山	8025	088	ろ	山林	0.0070	ヒノキ	40							
61	福知山市	観音寺	倉谷	8031	088	い	山林	0.1898	ヒノキ	35~45							
62	福知山市	観音寺	倉谷	8053	088	い	山林	0.5598	ヒノキ その他	65~75							
63	福知山市	観音寺	倉谷	8063	088	い	山林	0.0757	ヒノキ	40~50							
64	福知山市	観音寺	倉谷	8042	088	い	山林	0.0597	ヒノキ	65							集R2-1-19
65	福知山市	観音寺	倉谷	8043	088	い	山林	0.1463	ヒノキ	40~50							集R2-1-20
66	福知山市	観音寺	倉谷	8045	088	い	山林	0.0663	ヒノキ	60~70							集R2-1-21
67	福知山市	観音寺	倉谷	8046	088	い	山林	0.3971	ヒノキ その他	63 60~70							集R2-1-22
68	福知山市	観音寺	倉谷	8066	088	い	山林	0.2424	ヒノキ	55~65						集R2-1-23	
69	福知山市	観音寺	倉谷	8068	088	い	山林	0.2649	ヒノキ その他	55~65 60~70						集R2-1-24	
70	福知山市	観音寺	倉谷	8070	088	い	山林	0.1379	ヒノキ その他	60 60	集R2-1-25						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
	市	大字	小字	地番												
71	福知山市	観音寺	堂山	8082-2	087	に	保安林	0.8464	スギ ヒノキ ザツ	61 53 56~110	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-26
72	福知山市	観音寺	堂山	8105	087	に	山林	0.0537	ヒノキ	63						
73	福知山市	観音寺	堂山	8117	087	は・に	山林	0.9918	ヒノキ その他	60 60						
74	福知山市	観音寺	政子	8138	087	は	保安林	0.1374	ヒノキ	80						
75	福知山市	観音寺	湯谷	8273	087	い	保安林	0.1988	ヒノキ その他	40 40						
76	福知山市	観音寺	堂山	8091	087	に	保安林	0.1821	ヒノキ	70~90						
77	福知山市	観音寺	政子	8123	087	は	山林	0.0463	ヒノキ	65~75						
78	福知山市	観音寺	政子	8127	087	は	山林	0.0763	ヒノキ その他	65~70						
79	福知山市	観音寺	政子	8130	087	は	山林	0.0687	ヒノキ その他	50~60						
80	福知山市	観音寺	政子	8136	087	は	山林	0.0553	ヒノキ その他	60~70						
81	福知山市	観音寺	政子	8147	087	は	保安林	0.2536	ヒノキ その他	60~70						
82	福知山市	観音寺	カクレ谷	8183	087	ろ	山林	0.0951	ヒノキ その他	60~70						
83	福知山市	観音寺	堂山	8095-1	087	に	山林	0.3005	ヒノキ	40~50						集R2-1-28
84	福知山市	観音寺	堂山	8095-2	087	に	山林	0.0104	ヒノキ	40~50						
85	福知山市	観音寺	堂山	8099	087	に	山林	0.1369	ヒノキ その他	62 60~70						集R2-1-29
86	福知山市	観音寺	堂山	8102	087	に	山林	0.0400	ヒノキ ザツ	60~70 60~70						集R2-1-30

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
	市	大字	小字	地番												
87	福知山市	観音寺	堂山	8103	087	に	山林	0.1369	ヒノキ その他	63 67	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-31
88	福知山市	観音寺	堂山	8108	087	に	山林	0.1361	ヒノキ その他	55~65 55~65						集R2-1-32
89	福知山市	観音寺	堂山	8109	087	は・に	山林	0.1299	ヒノキ その他	40 40						集R2-1-33
90	福知山市	観音寺	堂山	8113	087	に	山林	0.0960	ヒノキ ザツ	52 52						集R2-1-34
91	福知山市	観音寺	堂山	8115	087	に	山林	0.0493	ヒノキ	55~65						集R2-1-35
92	福知山市	観音寺	政子	8140	087	は・に	保安林	0.1270	ヒノキ その他	35~45 35~45						集R2-1-36
93	福知山市	観音寺	堂山	8116	087	に	山林	0.0774	ヒノキ その他	55~65 55~65						集R2-1-37
94	福知山市	観音寺	堂山	8117-4	087	は・に	山林	0.3149	スギ ヒノキ	45~55 45~55						集R2-1-38
95	福知山市	観音寺	堂山	8119	087	は・に	山林	0.1387	ヒノキ その他	53 50~60						集R2-1-39
96	福知山市	観音寺	堂山	8118	087	は・に	山林	0.2182	スギ ヒノキ	54 54						集R2-1-40
97	福知山市	観音寺	西山	8017-1	088	ろ	山林	0.0559	ヒノキ その他	85 85						集R2-1-41
98	福知山市	観音寺	西山	8019	088	い	山林	0.4225	ヒノキ	65						集R2-1-42
99	福知山市	観音寺	西山	8019-4	088	ろ	山林	0.3344	ヒノキ その他	65 65						集R2-1-43
100	福知山市	観音寺	西山	1764	088	ろ	山林	0.1312	ヒノキ	85						集R2-1-44
101	福知山市	観音寺	政子	8124	087	は	山林	0.0426	ヒノキ	55~65	集R2-1-45					
102	福知山市	観音寺	政子	8128	087	は	山林	0.1122	ヒノキ	70	集R2-1-46					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
	市	大字	小字	地番												
103	福知山市	観音寺	政子	8132	087	は	山林	0.1777	ヒノキ その他	45~55 45~55	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-44
104	福知山市	観音寺	政子	8135	087	は・に	山林	0.1706	ヒノキ その他	75 75						集R2-1-45
105	福知山市	観音寺	政子	8185-1	087	ろ	保安林	0.1623	ヒノキ その他	40 73						集R2-1-46
106	福知山市	観音寺	湯谷	8199-1	087	い・ろ	山林	0.0271	ヒノキ	85						集R2-1-47
107	福知山市	観音寺	湯谷	8267	087	い	保安林	0.3546	ヒノキ その他	45~55 63						
108	福知山市	観音寺	湯谷	8201	087	い	保安林	0.1653	ヒノキ その他	80 80						集R2-1-48
109	福知山市	観音寺	湯谷	8204	087	い	保安林	0.1294	ヒノキ その他	60						集R2-1-49
110	福知山市	観音寺	湯谷	8245	087	い	保安林	0.2577	ヒノキ	61						
111	福知山市	観音寺	湯谷	8202	087	い	保安林	0.1146	ヒノキ	80						集R2-1-50
112	福知山市	観音寺	湯谷	8207	087	い	保安林	0.3214	ヒノキ その他	70 75						
113	福知山市	観音寺	湯谷	8257	087	い	保安林	0.2630	ヒノキ その他	65~75 75						
114	福知山市	観音寺	湯谷	8261	087	い	保安林	0.1769	ヒノキ その他	65~75 70						
115	福知山市	観音寺	湯谷	8274	087	い	保安林	0.0543	ヒノキ その他	70~80 70~80						
116	福知山市	観音寺	倉谷	8060	088	い	山林	0.0818	ヒノキ	85						集R2-1-52
117	福知山市	観音寺	堂山	8101	087	に	山林	0.1589	ヒノキ その他	62 60~70						集R2-1-53
118	福知山市	観音寺	湯谷	8229	087	い	保安林	0.0671	ヒノキ	45~55						集R2-1-54

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考	
番号	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
	市	大字	小字	地番													
119	福知山市	観音寺	カクレ谷	8198-5	087	い・ろ	山林	0.4574	ヒノキ その他	40~65 110	2022.12.1	2032.11.30 (10年)	別添1を参照	別添2を参照	-	集R2-1-55	
120	福知山市	観音寺	湯谷	8199	087	ろ	山林	0.0835	ヒノキ	85							
121	福知山市	観音寺	湯谷	8219	087	い	保安林	0.1691	ヒノキ その他	60~70 60~70							
122	福知山市	観音寺	湯谷	8277	087	い	保安林	0.0542	ヒノキ	51							
123	福知山市	観音寺	ミコシ荘	8003	089	る	保安林	7.6337	ヒノキ その他	45~91 63							集R3-1-1
124	福知山市	観音寺	ワリサカ	8004	089	ぬ	保安林	3.1550	スギ ヒノキ その他	24 60~91 62~71							集R3-1-2
125	福知山市	観音寺	イリズミ	8005-1	089	り	保安林	3.6741	スギ その他	24 62~71							集R3-1-3
126	福知山市	観音寺	ワリサカ	8006	089	ぬ	保安林	0.4798	スギ その他	24 62~71							集R3-1-4
127	福知山市	観音寺	菖蒲谷	8017	090	ろ	山林	2.4630	ヒノキ その他	76 62~76							集R3-1-5
128	福知山市	観音寺	火燈山	8019-1	088	は	山林	1.6804	ヒノキ その他	54~86 59							集R3-1-6
129	福知山市	観音寺	火燈山	8019-2	088	は	保安林	0.0823	ヒノキ	76							集R3-1-7
130	福知山市	観音寺	丸山	8020-2	088	は	山林	0.0225	ヒノキ	53							集R3-1-8
131	福知山市	観音寺	難波山	21-11	088	は	山林	3.2730	ヒノキ その他	40~70 60~80							集R3-1-9
132	福知山市	観音寺	丸山ノ裾	8023	088	は	山林	0.4773	ヒノキ	40~70							集R3-1-10
133	福知山市	観音寺	農堂谷	24-2	088	は	山林	0.3822	ヒノキ その他	69 66							集R3-1-11
134	福知山市	観音寺	丸山	20-1	088	は	山林	1.1276	ヒノキ その他	34~55 54~71	集R3-1-12						
135	福知山市	観音寺	難波山ノ東	8022-1	088	は	山林	0.6063	ヒノキ	53	集R3-1-13						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）					Aの森林所有者（甲）						丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考		
番号	所 在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				住所又は所在地	氏名又は名称
	市	大字	小字	地番											
1	福知山市	観音寺	倉谷	8029	088	い	山林	0.0820	ヒノキ	60～70	*****	***	別添3参照	—	集R2-1-1
2	福知山市	観音寺	堂山	8076-1	088	い	保安林	1.6768	スギ ヒノキ その他	53～61 40～45 51～79					
3	福知山市	観音寺	堂山	8076-2	088	い	山林	0.0075	ヒノキ	40～45					
4	福知山市	観音寺	堂山	8077-1	087	に	保安林	11.4321	スギ ヒノキ その他	50～60 51～61 51～68					
5	福知山市	観音寺	堂山	8096	087	に	保安林	0.6927	ヒノキ	80～90					
6	福知山市	観音寺	湯谷	8216	087	い	保安林	0.1274	ヒノキ	51					
7	福知山市	観音寺	湯谷	8234	087	い	保安林	0.1528	スギ ヒノキ	40～61 45					
8	福知山市	観音寺	カクレ谷	8152	087	ろ	山林	0.2669	ヒノキ その他	95 65					

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が乙にEを支払うべき時期	備考						
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法					
市	大字	小字	地番																	
9	福知山市	観音寺	堂山	8089	087	に	保安林	0.1907	ヒノキ	60～70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-3					
10	福知山市	観音寺	政子	8125	087	は	山林	0.2476	ヒノキ その他	65 68										
11	福知山市	観音寺	政子	8126	087	は	山林	0.0678	ヒノキ その他	60～70										
12	福知山市	観音寺	政子	8141	087	は	保安林	0.8574	ヒノキ	57										
13	福知山市	観音寺	政子	8150-1	087	は	保安林	0.8894	スギ ヒノキ その他	60～70										
14	福知山市	観音寺	カクレ谷	8150-2	087	は	保安林	0.0314	スギ その他	60～70										
15	福知山市	観音寺	カクレ谷	8160	087	ろ	保安林	0.3046	スギ ヒノキ	50～60 95										
16	福知山市	観音寺	カクレ谷	8171	087	ろ	保安林	0.1022	ヒノキ その他	62～90 62～90										
17	福知山市	観音寺	カクレ谷	8179	087	ろ	保安林	0.0574	ヒノキ その他	60～70										
18	福知山市	観音寺	湯谷	8205	087	い	保安林	0.6476	スギ ヒノキ その他	60～65 65～75 65										
19	福知山市	観音寺	堂山	8106	087	に	山林	0.0366	ヒノキ	50～60						*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-4
20	福知山市	観音寺	カクレ谷	8157	087	ろ	保安林	0.1458	スギ ヒノキ	50～60 50～60										
21	福知山市	観音寺	カクレ谷	8165	087	ろ	保安林	0.0948	ヒノキ	75										
22	福知山市	観音寺	カクレ谷	8170-2	087	ろ	保安林	0.3685	ヒノキ その他	60～70 60～70										
23	福知山市	観音寺	カクレ谷	8172	087	ろ	保安林	0.1069	ヒノキ その他	60～70 60～70										
24	福知山市	観音寺	カクレ谷	8194	087	ろ	山林	0.2327	ヒノキ	70										

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）					Aの森林所有者（甲）					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考		
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				住所又は所在地	氏名又は名称
市	大字	小字	地番												
25	福知山市	観音寺	カクレ谷	8162	087	は	保安林	0.3904	スギ ヒノキ	50～60					
26	福知山市	観音寺	カクレ谷	8192-3	087	は	山林	0.1174	ヒノキ	62	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-5
27	福知山市	観音寺	湯谷	8223	087	い	保安林	0.1160	ヒノキ	85					
28	福知山市	観音寺	カクレ谷	8167	087	ろ	保安林	0.7624	ヒノキ その他	75 63	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-6
29	福知山市	観音寺	湯谷	8215	087	い	保安林	0.0677	ヒノキ	80					
30	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-1	087	ろ	保安林	0.0784	ヒノキ その他	50～70 70					
31	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-2	087	ろ	保安林	0.0410	ヒノキ	50～70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-7
32	福知山市	観音寺	湯谷	8221	087	い	保安林	0.1398	ヒノキ	45					
33	福知山市	観音寺	カクレ谷	8178	087	ろ	保安林	0.5510	ヒノキ その他	85～95 70～80	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-8
34	福知山市	観音寺	湯谷	8211	087	い	保安林	0.0748	ヒノキ	55～65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-9
35	福知山市	観音寺	堂山	8092	087	に	保安林	0.7544	ヒノキ ザツ	75～85 65～75	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-10
36	福知山市	観音寺	カクレ谷	8181-5	087	ろ	山林	0.1642	ヒノキ ザツ	55～65 65～75					
37	福知山市	観音寺	堂山	8100-1	087	に	山林	0.1400	ヒノキ ザツ	60～70 55～65					
38	福知山市	観音寺	堂山	8100-2	087	に	山林	0.0215	ヒノキ ザツ	60～70 55～65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-11
39	福知山市	観音寺	カクレ谷	8185	087	ろ	山林	0.1571	ヒノキ	55～65					

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
	市	大字	小字	地番											
40	福知山市	観音寺	カクレ谷	8189	087	ろ	山林	0.1925	ヒノキ	60～70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-12
41	福知山市	観音寺	湯谷	8230	087	い	保安林	0.0580	ヒノキ	63					
42	福知山市	観音寺	カクレ谷	8191	087	ろ	山林	0.0752	ヒノキ	75	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-13
43	福知山市	観音寺	湯谷	8203	087	い	保安林	0.2953	ヒノキ その他	50～60					
44	福知山市	観音寺	湯谷	8231	087	い	保安林	0.0299	ヒノキ	57					
45	福知山市	観音寺	湯谷	8232	087	い	保安林	0.1063	ヒノキ	39～40					
46	福知山市	観音寺	湯谷	8233	087	い	保安林	0.1516	ヒノキ	39～40					
47	福知山市	観音寺	湯谷	8235	087	い	保安林	0.2856	スギ ヒノキ	39～40					
48	福知山市	観音寺	湯谷	8244	087	い	保安林	0.1560	ヒノキ	37					
49	福知山市	観音寺	湯谷	8262	087	い	保安林	0.4778	ヒノキ その他	50～60					
50	福知山市	観音寺	湯谷	8275	087	い	保安林	0.1753	ヒノキ	70					
51	福知山市	観音寺	湯谷	8276	087	い	保安林	0.0414	ヒノキ その他	65～75					
52	福知山市	観音寺	カクレ谷	8193	087	ろ	山林	0.1369	ヒノキ	65～75	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-14
53	福知山市	観音寺	倉谷	8027	088	い	山林	0.0708	ヒノキ	63	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-15
54	福知山市	観音寺	倉谷	8062	088	い	山林	0.1056	ヒノキ	60～70					
55	福知山市	観音寺	カクレ谷	8196	087	ろ	山林	0.2828	ヒノキ その他	85 70					

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										Aの森林所有者 (甲)		丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
市	大字	小字	地番												
56	福知山市	観音寺	カクレ谷	8197	087	ろ	山林	0.4123	ヒノキ ザツ	85 62	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-16
57	福知山市	観音寺	倉谷	8028	088	い	山林	0.3390	ヒノキ	65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-17
58	福知山市	観音寺	西山	8003-1	088	は	山林	0.0474	ヒノキ その他	60~90 60~90	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-18
59	福知山市	観音寺	西山	8020	088	ろ	山林	0.2099	ヒノキ その他	35~45 35~45					
60	福知山市	観音寺	西山	8025	088	ろ	山林	0.0070	ヒノキ	40					
61	福知山市	観音寺	倉谷	8031	088	い	山林	0.1898	ヒノキ	35~45					
62	福知山市	観音寺	倉谷	8053	088	い	山林	0.5598	ヒノキ その他	65~75					
63	福知山市	観音寺	倉谷	8063	088	い	山林	0.0757	ヒノキ	40~50					
64	福知山市	観音寺	倉谷	8042	088	い	山林	0.0597	ヒノキ	65					
65	福知山市	観音寺	倉谷	8043	088	い	山林	0.1463	ヒノキ	40~50	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-20
66	福知山市	観音寺	倉谷	8045	088	い	山林	0.0663	ヒノキ	60~70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-21
67	福知山市	観音寺	倉谷	8046	088	い	山林	0.3971	ヒノキ その他	63 60~70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-22
68	福知山市	観音寺	倉谷	8066	088	い	山林	0.2424	ヒノキ	55~65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-23
69	福知山市	観音寺	倉谷	8068	088	い	山林	0.2649	ヒノキ その他	55~65 60~70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-24
70	福知山市	観音寺	倉谷	8070	088	い	山林	0.1379	ヒノキ その他	60 60	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-25

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）					Aの森林所有者（甲）					丙が乙にEを支払うべき時期	備考			
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢			住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
市	大字	小字	地番												
71	福知山市	観音寺	堂山	8082-2	087	に	保安林	0.8464	スギ ヒノキ ザツ	61 53 56~110					
72	福知山市	観音寺	堂山	8105	087	に	山林	0.0537	ヒノキ	63					
73	福知山市	観音寺	堂山	8117	087	は・に	山林	0.9918	ヒノキ その他	60 60	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-26
74	福知山市	観音寺	政子	8138	087	は	保安林	0.1374	ヒノキ	80					
75	福知山市	観音寺	湯谷	8273	087	い	保安林	0.1988	ヒノキ その他	40 40					
76	福知山市	観音寺	堂山	8091	087	に	保安林	0.1821	ヒノキ	70~90					
77	福知山市	観音寺	政子	8123	087	は	山林	0.0463	ヒノキ	65~75					
78	福知山市	観音寺	政子	8127	087	は	山林	0.0763	ヒノキ その他	65~70					
79	福知山市	観音寺	政子	8130	087	は	山林	0.0687	ヒノキ その他	50~60	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-27
80	福知山市	観音寺	政子	8136	087	は	山林	0.0553	ヒノキ その他	60~70					
81	福知山市	観音寺	政子	8147	087	は	保安林	0.2536	ヒノキ その他	60~70					
82	福知山市	観音寺	カクレ谷	8183	087	ろ	山林	0.0951	ヒノキ その他	60~70					
83	福知山市	観音寺	堂山	8095-1	087	に	山林	0.3005	ヒノキ	40~50	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-28
84	福知山市	観音寺	堂山	8095-2	087	に	山林	0.0104	ヒノキ	40~50					
85	福知山市	観音寺	堂山	8099	087	に	山林	0.1369	ヒノキ その他	62 60~70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-29
86	福知山市	観音寺	堂山	8102	087	に	山林	0.0400	ヒノキ ザツ	60~70 60~70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-30

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）					Aの森林所有者（甲）					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考		
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				住所又は所在地	氏名又は名称
市	大字	小字	地番												
87	福知山市	観音寺	堂山	8103	087	に	山林	0.1369	ヒノキ その他	63 67	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-31
88	福知山市	観音寺	堂山	8108	087	に	山林	0.1361	ヒノキ その他	55～65 55～65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-32
89	福知山市	観音寺	堂山	8109	087	は・に	山林	0.1299	ヒノキ その他	40 40	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-33
90	福知山市	観音寺	堂山	8113	087	に	山林	0.0960	ヒノキ ザツ	52 52	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-34
91	福知山市	観音寺	堂山	8115	087	に	山林	0.0493	ヒノキ	55～65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-35
92	福知山市	観音寺	政子	8140	087	は・に	保安林	0.1270	ヒノキ その他	35～45 35～45	*****	***			
93	福知山市	観音寺	堂山	8116	087	に	山林	0.0774	ヒノキ その他	55～65 55～65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-36
94	福知山市	観音寺	堂山	8117-4	087	は・に	山林	0.3149	スギ ヒノキ	45～55 45～55	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-37
95	福知山市	観音寺	堂山	8119	087	は・に	山林	0.1387	ヒノキ その他	53 50～60	*****	***			
96	福知山市	観音寺	堂山	8118	087	は・に	山林	0.2182	スギ ヒノキ	54 54	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-38
97	福知山市	観音寺	西山	8017-1	088	ろ	山林	0.0559	ヒノキ その他	85 85	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-39
98	福知山市	観音寺	西山	8019	088	い	山林	0.4225	ヒノキ	65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-40
99	福知山市	観音寺	西山	8019-4	088	ろ	山林	0.3344	ヒノキ その他	65 65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-41
100	福知山市	観音寺	西山	1764	088	ろ	山林	0.1312	ヒノキ	85	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-42
101	福知山市	観音寺	政子	8124	087	は	山林	0.0426	ヒノキ	55～65	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-43
102	福知山市	観音寺	政子	8128	087	は	山林	0.1122	ヒノキ	70	*****	***			

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										Aの森林所有者（甲）		丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
市	大字	小字	地番												
103	福知山市	観音寺	政子	8132	087	は	山林	0.1777	ヒノキ その他	45～55 45～55	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-44
104	福知山市	観音寺	政子	8135	087	は・に	山林	0.1706	ヒノキ その他	75 75	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-45
105	福知山市	観音寺	政子	8185-1	087	ろ	保安林	0.1623	ヒノキ その他	40 73	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-46
106	福知山市	観音寺	湯谷	8199-1	087	い・ろ	山林	0.0271	ヒノキ	85	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-47
107	福知山市	観音寺	湯谷	8267	087	い	保安林	0.3546	ヒノキ その他	45～55 63					
108	福知山市	観音寺	湯谷	8201	087	い	保安林	0.1653	ヒノキ その他	80 80	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-48
109	福知山市	観音寺	湯谷	8204	087	い	保安林	0.1294	ヒノキ その他	60	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-49
110	福知山市	観音寺	湯谷	8245	087	い	保安林	0.2577	ヒノキ	61					
111	福知山市	観音寺	湯谷	8202	087	い	保安林	0.1146	ヒノキ	80	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-50
112	福知山市	観音寺	湯谷	8207	087	い	保安林	0.3214	ヒノキ その他	70 75					
113	福知山市	観音寺	湯谷	8257	087	い	保安林	0.2630	ヒノキ その他	65～75 75					
114	福知山市	観音寺	湯谷	8261	087	い	保安林	0.1769	ヒノキ その他	65～75 70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-51
115	福知山市	観音寺	湯谷	8274	087	い	保安林	0.0543	ヒノキ その他	70～80 70～80					
116	福知山市	観音寺	倉谷	8060	088	い	山林	0.0818	ヒノキ	85	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-52
117	福知山市	観音寺	堂山	8101	087	に	山林	0.1589	ヒノキ その他	62 60～70	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-53
118	福知山市	観音寺	湯谷	8229	087	い	保安林	0.0671	ヒノキ	45～55	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-54

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）					Aの森林所有者（甲）					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考		
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				住所又は所在地	氏名又は名称
市	大字	小字	地番												
119	福知山市	観音寺	カクレ谷	8198-5	087	い・ろ	山林	0.4574	ヒノキ その他	40～65 110	*****	***	別紙3参照	—	集R2-1-55
120	福知山市	観音寺	湯谷	8199	087	ろ	山林	0.0835	ヒノキ	85					
121	福知山市	観音寺	湯谷	8219	087	い	保安林	0.1691	ヒノキ その他	60～70 60～70					
122	福知山市	観音寺	湯谷	8277	087	い	保安林	0.0542	ヒノキ	51					
123	福知山市	観音寺	ミコシ荘	8003	089	る	保安林	7.6337	ヒノキ その他	45～91 63	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-1
124	福知山市	観音寺	ワリサカ	8004	089	ぬ	保安林	3.1550	スギ ヒノキ その他	24 60～91 62～71	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-2
125	福知山市	観音寺	イリズミ	8005-1	089	り	保安林	3.6741	スギ その他	24 62～71	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-3
126	福知山市	観音寺	ワリサカ	8006	089	ぬ	保安林	0.4798	スギ その他	24 62～71	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-4
127	福知山市	観音寺	菖蒲谷	8017	090	ろ	山林	2.4630	ヒノキ その他	76 62～76	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-5
128	福知山市	観音寺	火燈山	8019-1	088	は	山林	1.6804	ヒノキ その他	54～86 59	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-6
129	福知山市	観音寺	火燈山	8019-2	088	は	保安林	0.0823	ヒノキ	76	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-7
130	福知山市	観音寺	丸山	8020-2	088	は	山林	0.0225	ヒノキ	53	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-8
131	福知山市	観音寺	難波山	21-11	088	は	山林	3.2730	ヒノキ その他	40～70 60～80	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-9
132	福知山市	観音寺	丸山ノ裾	8023	088	は	山林	0.4773	ヒノキ	40～70	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-10

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)				Aの森林所有者 (甲)						丙が乙にEを支払うべき時期	備考			
	所在				林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢			住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
市	大字	小字	地番												
133	福知山市	観音寺	農堂谷	24-2	088	は	山林	0.3822	ヒノキ その他	69 66	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-11
134	福知山市	観音寺	丸山	20-1	088	は	山林	1.1276	ヒノキ その他	34~55 54~71	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-12
135	福知山市	観音寺	難波山ノ東	8022-1	088	は	山林	0.6063	ヒノキ	53	*****	***	別紙3参照	—	集R3-1-13
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける者 (丙) 住所 (同上) 株式会社あしだ 代表取締役 芦田 竜一</p> <p>権利の設定をする市町村 (乙) 住所 (同上) 福知山市長 大橋 一夫</p>															

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
丙は、1の個別事項に記載された森林 (以下「当該森林」という。) の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育 (以下「伐採等」という。) を実施し木材の販売による収益 (以下「販売収益」という。) を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
- (2) 善管注意義務
① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。
- (3) 監督義務
乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。
- (4) 報告義務
丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。
- (5) 経営管理実施権の対象とする森林
当該森林にある立木は、甲に帰属する。
- (6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定
この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権 (金銭の支払を受ける権利) が、それぞれ設定される。
丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者 (国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。
- (7) 経営管理実施権の設定等の条件
① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

- イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
- ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
- エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
- オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合

- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取消することができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。
この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在					林班	小班		
市	大字	小字	地番					
1	福知山市	観音寺	倉谷	8029	088	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 	
2	福知山市	観音寺	堂山	8076-1	088	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 	
3	福知山市	観音寺	堂山	8076-2	088	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 	
4	福知山市	観音寺	堂山	8077-1	087	に		
5	福知山市	観音寺	堂山	8096	087	に		
6	福知山市	観音寺	湯谷	8216	087	い		
7	福知山市	観音寺	湯谷	8234	087	い		
8	福知山市	観音寺	カクレ谷	8152	087	ろ		
9	福知山市	観音寺	堂山	8089	087	に		<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
10	福知山市	観音寺	政子	8125	087	は
11	福知山市	観音寺	政子	8126	087	は
12	福知山市	観音寺	政子	8141	087	は
13	福知山市	観音寺	政子	8150-1	087	は
14	福知山市	観音寺	カクレ谷	8150-2	087	は
15	福知山市	観音寺	カクレ谷	8160	087	ろ
16	福知山市	観音寺	カクレ谷	8171	087	ろ
17	福知山市	観音寺	カクレ谷	8179	087	ろ
18	福知山市	観音寺	湯谷	8205	087	い
19	福知山市	観音寺	堂山	8106	087	に

- 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。
- なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

- 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。
- なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在				林班	小班
市	大字	小字	地番			
20	福知山市	観音寺	カクレ谷	8157	087	ろ
21	福知山市	観音寺	カクレ谷	8165	087	ろ
22	福知山市	観音寺	カクレ谷	8170-2	087	ろ
23	福知山市	観音寺	カクレ谷	8172	087	ろ
24	福知山市	観音寺	カクレ谷	8194	087	ろ
25	福知山市	観音寺	カクレ谷	8162	087	は
26	福知山市	観音寺	カクレ谷	8192-3	087	は
27	福知山市	観音寺	湯谷	8223	087	い
28	福知山市	観音寺	カクレ谷	8167	087	ろ
29	福知山市	観音寺	湯谷	8215	087	い
30	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-1	087	ろ
31	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-2	087	ろ
32	福知山市	観音寺	湯谷	8221	087	い

- 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。
- なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
- 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
33	福知山市	観音寺	カクレ谷	8178	087	ろ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
34	福知山市	観音寺	湯谷	8211	087	い	
35	福知山市	観音寺	堂山	8092	087	に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
36	福知山市	観音寺	カクレ谷	8181-5	087	ろ	
37	福知山市	観音寺	堂山	8100-1	087	に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
38	福知山市	観音寺	堂山	8100-2	087	に	
39	福知山市	観音寺	カクレ谷	8185	087	ろ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
40	福知山市	観音寺	カクレ谷	8189	087	ろ	
41	福知山市	観音寺	湯谷	8230	087	い	
42	福知山市	観音寺	カクレ谷	8191	087	ろ	
43	福知山市	観音寺	湯谷	8203	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
44	福知山市	観音寺	湯谷	8231	087	い	
45	福知山市	観音寺	湯谷	8232	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
46	福知山市	観音寺	湯谷	8233	087	い	
47	福知山市	観音寺	湯谷	8235	087	い	
48	福知山市	観音寺	湯谷	8244	087	い	
49	福知山市	観音寺	湯谷	8262	087	い	<input type="radio"/> 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 <input type="radio"/> なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 <input type="radio"/> 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
50	福知山市	観音寺	湯谷	8275	087	い	
51	福知山市	観音寺	湯谷	8276	087	い	
52	福知山市	観音寺	カクレ谷	8193	087	ろ	<input type="radio"/> 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 <input type="radio"/> なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 <input type="radio"/> 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
53	福知山市	観音寺	倉谷	8027	088	い	
54	福知山市	観音寺	倉谷	8062	088	い	
55	福知山市	観音寺	カクレ谷	8196	087	ろ	
56	福知山市	観音寺	カクレ谷	8197	087	ろ	
57	福知山市	観音寺	倉谷	8028	088	い	
58	福知山市	観音寺	西山	8003-1	088	は	

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在				林班	小班
市	大字	小字	地番			
59	福知山市	観音寺	西山	8020	088	ろ
60	福知山市	観音寺	西山	8025	088	ろ
61	福知山市	観音寺	倉谷	8031	088	い
62	福知山市	観音寺	倉谷	8053	088	い
63	福知山市	観音寺	倉谷	8063	088	い
64	福知山市	観音寺	倉谷	8042	088	い
65	福知山市	観音寺	倉谷	8043	088	い
66	福知山市	観音寺	倉谷	8045	088	い
67	福知山市	観音寺	倉谷	8046	088	い
68	福知山市	観音寺	倉谷	8066	088	い
69	福知山市	観音寺	倉谷	8068	088	い
70	福知山市	観音寺	倉谷	8070	088	い
71	福知山市	観音寺	堂山	8082-2	087	に

○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。
○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。
○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
72	福知山市	観音寺	堂山	8105	087	に	<input type="radio"/> 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 <input type="radio"/> なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 <input type="radio"/> 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
73	福知山市	観音寺	堂山	8117	087	は・に	
74	福知山市	観音寺	政子	8138	087	は	
75	福知山市	観音寺	湯谷	8273	087	い	<input type="radio"/> 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 <input type="radio"/> なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 <input type="radio"/> 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
76	福知山市	観音寺	堂山	8091	087	に	
77	福知山市	観音寺	政子	8123	087	は	
78	福知山市	観音寺	政子	8127	087	は	<input type="radio"/> 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 <input type="radio"/> なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 <input type="radio"/> 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
79	福知山市	観音寺	政子	8130	087	は	
80	福知山市	観音寺	政子	8136	087	は	
81	福知山市	観音寺	政子	8147	087	は	
82	福知山市	観音寺	カクレ谷	8183	087	ろ	
83	福知山市	観音寺	堂山	8095-1	087	に	
84	福知山市	観音寺	堂山	8095-2	087	に	

	対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
85	福知山市	観音寺	堂山	8099	087	に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
86	福知山市	観音寺	堂山	8102	087	に	
87	福知山市	観音寺	堂山	8103	087	に	
88	福知山市	観音寺	堂山	8108	087	に	
89	福知山市	観音寺	堂山	8109	087	は・に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
90	福知山市	観音寺	堂山	8113	087	に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
91	福知山市	観音寺	堂山	8115	087	に	
92	福知山市	観音寺	政子	8140	087	は・に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
93	福知山市	観音寺	堂山	8116	087	に	
94	福知山市	観音寺	堂山	8117-4	087	は・に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
95	福知山市	観音寺	堂山	8119	087	は・に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
96	福知山市	観音寺	堂山	8118	087	は・に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
97	福知山市	観音寺	西山	8017-1	088	ろ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
98	福知山市	観音寺	西山	8019	088	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
99	福知山市	観音寺	西山	8019-4	088	ろ	
100	福知山市	観音寺	西山	1764	088	ろ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
101	福知山市	観音寺	政子	8124	087	は	
102	福知山市	観音寺	政子	8128	087	は	
103	福知山市	観音寺	政子	8132	087	は	
104	福知山市	観音寺	政子	8135	087	は・に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
105	福知山市	観音寺	政子	8185-1	087	ろ	
106	福知山市	観音寺	湯谷	8199-1	087	いろ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
107	福知山市	観音寺	湯谷	8267	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
108	福知山市	観音寺	湯谷	8201	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
109	福知山市	観音寺	湯谷	8204	087	い	

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
110	福知山市	観音寺	湯谷	8245	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
111	福知山市	観音寺	湯谷	8202	087	い	
112	福知山市	観音寺	湯谷	8207	087	い	
113	福知山市	観音寺	湯谷	8257	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
114	福知山市	観音寺	湯谷	8261	087	い	
115	福知山市	観音寺	湯谷	8274	087	い	
116	福知山市	観音寺	倉谷	8060	088	い	
117	福知山市	観音寺	堂山	8101	087	に	
118	福知山市	観音寺	湯谷	8229	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
119	福知山市	観音寺	カクレ谷	8198-5	087	いろ	
120	福知山市	観音寺	湯谷	8199	087	ろ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
121	福知山市	観音寺	湯谷	8219	087	い	
122	福知山市	観音寺	湯谷	8277	087	い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
123	福知山市	観音寺	ミコシ荘	8003	089	る
124	福知山市	観音寺	ワリサカ	8004	089	ぬ
125	福知山市	観音寺	イリズミ	8005-1	089	り
126	福知山市	観音寺	ワリサカ	8006	089	ぬ
127	福知山市	観音寺	菖蒲谷	8017	090	ろ
128	福知山市	観音寺	火燈山	8019-1	088	は
129	福知山市	観音寺	火燈山	8019-2	088	は
130	福知山市	観音寺	丸山	8020-2	088	は
131	福知山市	観音寺	難波山	21-11	088	は
132	福知山市	観音寺	丸山ノ裾	8023	088	は
133	福知山市	観音寺	農堂谷	24-2	088	は
134	福知山市	観音寺	丸山	20-1	088	は
135	福知山市	観音寺	難波山ノ東	8022-1	088	は

○ 存続期間中に間伐（必要に応じ、搬出に使用する作業道の作設）及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施するものとする。
○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

○ 存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。
○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
1	福知山市	観音寺	倉谷	8029	088	い	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
2	福知山市	観音寺	堂山	8076-1	088	い	
3	福知山市	観音寺	堂山	8076-2	088	い	
4	福知山市	観音寺	堂山	8077-1	087	に	
5	福知山市	観音寺	堂山	8096	087	に	
6	福知山市	観音寺	湯谷	8216	087	い	
7	福知山市	観音寺	湯谷	8234	087	い	
8	福知山市	観音寺	カクレ谷	8152	087	ろ	
9	福知山市	観音寺	堂山	8089	087	に	
10	福知山市	観音寺	政子	8125	087	は	
11	福知山市	観音寺	政子	8126	087	は	
12	福知山市	観音寺	政子	8141	087	は	

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
13	福知山市	観音寺	政子	8150-1	087	は
14	福知山市	観音寺	カクレ谷	8150-2	087	は
15	福知山市	観音寺	カクレ谷	8160	087	ろ
16	福知山市	観音寺	カクレ谷	8171	087	ろ
17	福知山市	観音寺	カクレ谷	8179	087	ろ
18	福知山市	観音寺	湯谷	8205	087	い
19	福知山市	観音寺	堂山	8106	087	に
20	福知山市	観音寺	カクレ谷	8157	087	ろ
21	福知山市	観音寺	カクレ谷	8165	087	ろ
22	福知山市	観音寺	カクレ谷	8170-2	087	ろ
23	福知山市	観音寺	カクレ谷	8172	087	ろ
24	福知山市	観音寺	カクレ谷	8194	087	ろ

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(2. 伐採等に要する経費の算定方法)
○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(3. 留意事項)
○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
25	福知山市	観音寺	カクレ谷	8162	087	は	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
26	福知山市	観音寺	カクレ谷	8192-3	087	は	
27	福知山市	観音寺	湯谷	8223	087	い	
28	福知山市	観音寺	カクレ谷	8167	087	ろ	
29	福知山市	観音寺	湯谷	8215	087	い	
30	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-1	087	ろ	
31	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-2	087	ろ	
32	福知山市	観音寺	湯谷	8221	087	い	
33	福知山市	観音寺	カクレ谷	8178	087	ろ	
34	福知山市	観音寺	湯谷	8211	087	い	
35	福知山市	観音寺	堂山	8092	087	に	
36	福知山市	観音寺	カクレ谷	8181-5	087	ろ	

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
37	福知山市	観音寺	堂山	8100-1	087	に	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
38	福知山市	観音寺	堂山	8100-2	087	に	
39	福知山市	観音寺	カクレ谷	8185	087	ろ	
40	福知山市	観音寺	カクレ谷	8189	087	ろ	
41	福知山市	観音寺	湯谷	8230	087	い	
42	福知山市	観音寺	カクレ谷	8191	087	ろ	
43	福知山市	観音寺	湯谷	8203	087	い	
44	福知山市	観音寺	湯谷	8231	087	い	
45	福知山市	観音寺	湯谷	8232	087	い	
46	福知山市	観音寺	湯谷	8233	087	い	
47	福知山市	観音寺	湯谷	8235	087	い	
48	福知山市	観音寺	湯谷	8244	087	い	

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
49	福知山市	観音寺	湯谷	8262	087	い	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
50	福知山市	観音寺	湯谷	8275	087	い	
51	福知山市	観音寺	湯谷	8276	087	い	
52	福知山市	観音寺	カクレ谷	8193	087	ろ	
53	福知山市	観音寺	倉谷	8027	088	い	
54	福知山市	観音寺	倉谷	8062	088	い	
55	福知山市	観音寺	カクレ谷	8196	087	ろ	
56	福知山市	観音寺	カクレ谷	8197	087	ろ	
57	福知山市	観音寺	倉谷	8028	088	い	
58	福知山市	観音寺	西山	8003-1	088	は	
59	福知山市	観音寺	西山	8020	088	ろ	
60	福知山市	観音寺	西山	8025	088	ろ	

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
61	福知山市	観音寺	倉谷	8031	088	い
62	福知山市	観音寺	倉谷	8053	088	い
63	福知山市	観音寺	倉谷	8063	088	い
64	福知山市	観音寺	倉谷	8042	088	い
65	福知山市	観音寺	倉谷	8043	088	い
66	福知山市	観音寺	倉谷	8045	088	い
67	福知山市	観音寺	倉谷	8046	088	い
68	福知山市	観音寺	倉谷	8066	088	い
69	福知山市	観音寺	倉谷	8068	088	い
70	福知山市	観音寺	倉谷	8070	088	い
71	福知山市	観音寺	堂山	8082-2	087	に
72	福知山市	観音寺	堂山	8105	087	に

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(2. 伐採等に要する経費の算定方法)
○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(3. 留意事項)
○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
73	福知山市	観音寺	堂山	8117	087	は・に	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
74	福知山市	観音寺	政子	8138	087	は	
75	福知山市	観音寺	湯谷	8273	087	い	
76	福知山市	観音寺	堂山	8091	087	に	
77	福知山市	観音寺	政子	8123	087	は	
78	福知山市	観音寺	政子	8127	087	は	
79	福知山市	観音寺	政子	8130	087	は	
80	福知山市	観音寺	政子	8136	087	は	
81	福知山市	観音寺	政子	8147	087	は	
82	福知山市	観音寺	カクレ谷	8183	087	ろ	
83	福知山市	観音寺	堂山	8095-1	087	に	
84	福知山市	観音寺	堂山	8095-2	087	に	

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
85	福知山市	観音寺	堂山	8099	087	に
86	福知山市	観音寺	堂山	8102	087	に
87	福知山市	観音寺	堂山	8103	087	に
88	福知山市	観音寺	堂山	8108	087	に
89	福知山市	観音寺	堂山	8109	087	は・に
90	福知山市	観音寺	堂山	8113	087	に
91	福知山市	観音寺	堂山	8115	087	に
92	福知山市	観音寺	政子	8140	087	は・に
93	福知山市	観音寺	堂山	8116	087	に
94	福知山市	観音寺	堂山	8117-4	087	は・に
95	福知山市	観音寺	堂山	8119	087	は・に
96	福知山市	観音寺	堂山	8118	087	は・に

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(2. 伐採等に要する経費の算定方法)
○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(3. 留意事項)
○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
	所在				林班	小班
	市	大字	小字	地番		
97	福知山市	観音寺	西山	8017-1	088	ろ
98	福知山市	観音寺	西山	8019	088	い
99	福知山市	観音寺	西山	8019-4	088	ろ
100	福知山市	観音寺	西山	1764	088	ろ
101	福知山市	観音寺	政子	8124	087	は
102	福知山市	観音寺	政子	8128	087	は
103	福知山市	観音寺	政子	8132	087	は
104	福知山市	観音寺	政子	8135	087	は・に
105	福知山市	観音寺	政子	8185-1	087	ろ
106	福知山市	観音寺	湯谷	8199-1	087	い・ろ
107	福知山市	観音寺	湯谷	8267	087	い
108	福知山市	観音寺	湯谷	8201	087	い

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(2. 伐採等に要する経費の算定方法)
○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(3. 留意事項)
○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
109	福知山市	観音寺	湯谷	8204	087	い	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
110	福知山市	観音寺	湯谷	8245	087	い	
111	福知山市	観音寺	湯谷	8202	087	い	
112	福知山市	観音寺	湯谷	8207	087	い	
113	福知山市	観音寺	湯谷	8257	087	い	
114	福知山市	観音寺	湯谷	8261	087	い	
115	福知山市	観音寺	湯谷	8274	087	い	
116	福知山市	観音寺	倉谷	8060	088	い	
117	福知山市	観音寺	堂山	8101	087	に	
118	福知山市	観音寺	湯谷	8229	087	い	
119	福知山市	観音寺	カクレ谷	8198-5	087	い・ろ	
120	福知山市	観音寺	湯谷	8199	087	ろ	

	対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
121	福知山市	観音寺	湯谷	8219	087	い	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(2. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(3. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
122	福知山市	観音寺	湯谷	8277	087	い	
123	福知山市	観音寺	ミコシ荘	8003	089	る	
124	福知山市	観音寺	ワリサカ	8004	089	ぬ	
125	福知山市	観音寺	イリズミ	8005-1	089	り	
126	福知山市	観音寺	ワリサカ	8006	089	ぬ	
127	福知山市	観音寺	菖蒲谷	8017	090	ろ	
128	福知山市	観音寺	火燈山	8019-1	088	は	
129	福知山市	観音寺	火燈山	8019-2	088	は	
130	福知山市	観音寺	丸山	8020-2	088	は	
131	福知山市	観音寺	難波山	21-11	088	は	
132	福知山市	観音寺	丸山ノ裾	8023	088	は	

対象森林							木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在					林班	小班	
市	大字	小字	地番				
133	福知山市	観音寺	農堂谷	24-2	088	は	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
134	福知山市	観音寺	丸山	20-1	088	は	<p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な京都府が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
135	福知山市	観音寺	難波山ノ東	8022-1	088	は	<p>（3. 留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象森林							丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在				林班	小班		
	市	大字	小字	地番				
1	福知山市	観音寺	倉谷	8029	088	い	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
2	福知山市	観音寺	堂山	8076-1	088	い		
3	福知山市	観音寺	堂山	8076-2	088	い		
4	福知山市	観音寺	堂山	8077-1	087	に		
5	福知山市	観音寺	堂山	8096	087	に		
6	福知山市	観音寺	湯谷	8216	087	い		
7	福知山市	観音寺	湯谷	8234	087	い		
8	福知山市	観音寺	カクレ谷	8152	087	ろ		
9	福知山市	観音寺	堂山	8089	087	に		
10	福知山市	観音寺	政子	8125	087	は		
11	福知山市	観音寺	政子	8126	087	は		

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
12	福知山市	観音寺	政子	8141	087	は	
13	福知山市	観音寺	政子	8150-1	087	は	
14	福知山市	観音寺	カクレ谷	8150-2	087	は	
15	福知山市	観音寺	カクレ谷	8160	087	ろ	
16	福知山市	観音寺	カクレ谷	8171	087	ろ	
17	福知山市	観音寺	カクレ谷	8179	087	ろ	
18	福知山市	観音寺	湯谷	8205	087	い	
19	福知山市	観音寺	堂山	8106	087	に	
20	福知山市	観音寺	カクレ谷	8157	087	ろ	
21	福知山市	観音寺	カクレ谷	8165	087	ろ	
22	福知山市	観音寺	カクレ谷	8170-2	087	ろ	
23	福知山市	観音寺	カクレ谷	8172	087	ろ	

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
24	福知山市	観音寺	カクレ谷	8194	087	ろ	
25	福知山市	観音寺	カクレ谷	8162	087	は	
26	福知山市	観音寺	カクレ谷	8192-3	087	は	
27	福知山市	観音寺	湯谷	8223	087	い	
28	福知山市	観音寺	カクレ谷	8167	087	ろ	
29	福知山市	観音寺	湯谷	8215	087	い	
30	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-1	087	ろ	
31	福知山市	観音寺	カクレ谷	8175-2	087	ろ	
32	福知山市	観音寺	湯谷	8221	087	い	
33	福知山市	観音寺	カクレ谷	8178	087	ろ	
34	福知山市	観音寺	湯谷	8211	087	い	
35	福知山市	観音寺	堂山	8092	087	に	

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
36	福知山市	観音寺	カクレ谷	8181-5	087	ろ	
37	福知山市	観音寺	堂山	8100-1	087	に	
38	福知山市	観音寺	堂山	8100-2	087	に	
39	福知山市	観音寺	カクレ谷	8185	087	ろ	
40	福知山市	観音寺	カクレ谷	8189	087	ろ	
41	福知山市	観音寺	湯谷	8230	087	い	
42	福知山市	観音寺	カクレ谷	8191	087	ろ	
43	福知山市	観音寺	湯谷	8203	087	い	
44	福知山市	観音寺	湯谷	8231	087	い	
45	福知山市	観音寺	湯谷	8232	087	い	
46	福知山市	観音寺	湯谷	8233	087	い	
47	福知山市	観音寺	湯谷	8235	087	い	

	対象森林							丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
	所在				林班	小班		
	市	大字	小字	地番				
48	福知山市	観音寺	湯谷	8244	087	い	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>	
49	福知山市	観音寺	湯谷	8262	087	い		
50	福知山市	観音寺	湯谷	8275	087	い		
51	福知山市	観音寺	湯谷	8276	087	い		
52	福知山市	観音寺	カクレ谷	8193	087	ろ		
53	福知山市	観音寺	倉谷	8027	088	い		
54	福知山市	観音寺	倉谷	8062	088	い		
55	福知山市	観音寺	カクレ谷	8196	087	ろ		
56	福知山市	観音寺	カクレ谷	8197	087	ろ		
57	福知山市	観音寺	倉谷	8028	088	い		
58	福知山市	観音寺	西山	8003-1	088	は		
59	福知山市	観音寺	西山	8020	088	ろ		

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
60	福知山市	観音寺	西山	8025	088	ろ	
61	福知山市	観音寺	倉谷	8031	088	い	
62	福知山市	観音寺	倉谷	8053	088	い	
63	福知山市	観音寺	倉谷	8063	088	い	
64	福知山市	観音寺	倉谷	8042	088	い	
65	福知山市	観音寺	倉谷	8043	088	い	
66	福知山市	観音寺	倉谷	8045	088	い	
67	福知山市	観音寺	倉谷	8046	088	い	
68	福知山市	観音寺	倉谷	8066	088	い	
69	福知山市	観音寺	倉谷	8068	088	い	
70	福知山市	観音寺	倉谷	8070	088	い	
71	福知山市	観音寺	堂山	8082-2	087	に	

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
72	福知山市	観音寺	堂山	8105	087	に	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
73	福知山市	観音寺	堂山	8117	087	は・に	
74	福知山市	観音寺	政子	8138	087	は	
75	福知山市	観音寺	湯谷	8273	087	い	
76	福知山市	観音寺	堂山	8091	087	に	
77	福知山市	観音寺	政子	8123	087	は	
78	福知山市	観音寺	政子	8127	087	は	
79	福知山市	観音寺	政子	8130	087	は	
80	福知山市	観音寺	政子	8136	087	は	
81	福知山市	観音寺	政子	8147	087	は	
82	福知山市	観音寺	カクレ谷	8183	087	ろ	
83	福知山市	観音寺	堂山	8095-1	087	に	

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
84	福知山市	観音寺	堂山	8095-2	087	に	<p><時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座</p>
85	福知山市	観音寺	堂山	8099	087	に	
86	福知山市	観音寺	堂山	8102	087	に	
87	福知山市	観音寺	堂山	8103	087	に	
88	福知山市	観音寺	堂山	8108	087	に	
89	福知山市	観音寺	堂山	8109	087	は・に	
90	福知山市	観音寺	堂山	8113	087	に	
91	福知山市	観音寺	堂山	8115	087	に	
92	福知山市	観音寺	政子	8140	087	は・に	
93	福知山市	観音寺	堂山	8116	087	に	
94	福知山市	観音寺	堂山	8117-4	087	は・に	
95	福知山市	観音寺	堂山	8119	087	は・に	

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
96	福知山市	観音寺	堂山	8118	087	は・に	
97	福知山市	観音寺	西山	8017-1	088	ろ	
98	福知山市	観音寺	西山	8019	088	い	
99	福知山市	観音寺	西山	8019-4	088	ろ	
100	福知山市	観音寺	西山	1764	088	ろ	
101	福知山市	観音寺	政子	8124	087	は	
102	福知山市	観音寺	政子	8128	087	は	
103	福知山市	観音寺	政子	8132	087	は	
104	福知山市	観音寺	政子	8135	087	は・に	
105	福知山市	観音寺	政子	8185-1	087	ろ	
106	福知山市	観音寺	湯谷	8199-1	087	い・ろ	
107	福知山市	観音寺	湯谷	8267	087	い	

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
108	福知山市	観音寺	湯谷	8201	087	い	
109	福知山市	観音寺	湯谷	8204	087	い	
110	福知山市	観音寺	湯谷	8245	087	い	
111	福知山市	観音寺	湯谷	8202	087	い	
112	福知山市	観音寺	湯谷	8207	087	い	
113	福知山市	観音寺	湯谷	8257	087	い	
114	福知山市	観音寺	湯谷	8261	087	い	
115	福知山市	観音寺	湯谷	8274	087	い	
116	福知山市	観音寺	倉谷	8060	088	い	
117	福知山市	観音寺	堂山	8101	087	に	
118	福知山市	観音寺	湯谷	8229	087	い	
119	福知山市	観音寺	カクレ谷	8198-5	087	い・ろ	

	対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
120	福知山市	観音寺	湯谷	8199	087	ろ	
121	福知山市	観音寺	湯谷	8219	087	い	
122	福知山市	観音寺	湯谷	8277	087	い	
123	福知山市	観音寺	ミコシ荘	8003	089	る	
124	福知山市	観音寺	ワリサカ	8004	089	ぬ	
125	福知山市	観音寺	イリズミ	8005-1	089	り	
126	福知山市	観音寺	ワリサカ	8006	089	ぬ	
127	福知山市	観音寺	菖蒲谷	8017	090	ろ	
128	福知山市	観音寺	火燈山	8019-1	088	は	
129	福知山市	観音寺	火燈山	8019-2	088	は	
130	福知山市	観音寺	丸山	8020-2	088	は	
131	福知山市	観音寺	難波山	21-11	088	は	

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
	所在				林班	小班	
	市	大字	小字	地番			
132	福知山市	観音寺	丸山ノ裾	8023	088	は	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
133	福知山市	観音寺	農堂谷	24-2	088	は	
134	福知山市	観音寺	丸山	20-1	088	は	
135	福知山市	観音寺	難波山ノ東	8022-1	088	は	